

(参考 1)

■個人契約の乗換契約についての手当支給等の見直し

(～20. 3)

期間	前 1 2～前 4	前 3～後 6	後 7～後 1 3
乗換判定	×	○	×
手当	全額支給	転換類似 [※] は 1/2 支 給 転換類似以外は不支 給	全額支給

※契約の乗換にあたって、契約者に変更がなく、新旧比較の説明を行い、お客様が十分理解されているもの。



(20. 4～)

期間	前 1 2～前 4	前 3～後 6	後 7～後 1 3
乗換判定	○	○	○
手当	不支給	不支給	不支給

■渉外営業社員への営業手当の支給水準（基本給と手当の割合）の見直し

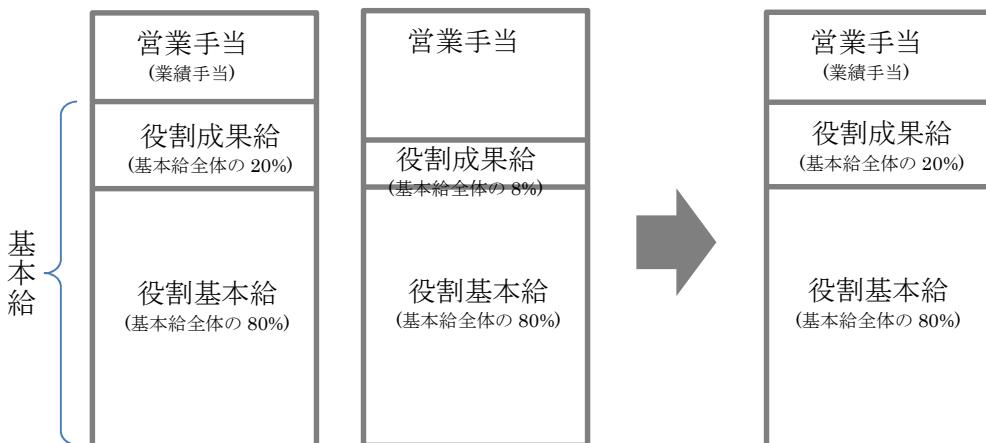
(～20. 3)

窓口等社員

渉外営業社員

(20. 4～)

窓口等・渉外共通



(参考2)

業務改善計画の要旨【抜粋】

3 主な対策

(1) かんぽ生命の主な対策

① 適正な営業推進態勢の確立（乗換を助長しない、かつ実態に即した営業目標の策定を含む）

ア (略)

イ 契約乗換への対策

(ア) 契約乗換の販売実績不計上・手当不支給

契約乗換については販売実績の計上を行わないとしたことに加え、現行の手当（通常の契約の二分の一支給）を、不支給とするよう見直しを行います。

【2020年4月実施予定】

(イ) 契約乗換潜脱の防止

契約乗換の判定期間を拡大するとともに、判定期間に近接する契約についてはシステムでアラート表示を行い、確認することについて、必要な対応を行います。

【2020年4月実施予定】

ウ以下 (略)

(2) 日本郵便の主な対策

① 営業推進管理の仕組みの見直し（営業目標、営業手当体系等）

ア (略)

イ (略)

ウ 営業手当

(ア) 渉外社員の営業手当の支給水準（基本給と手当の割合）を見直します。

【2020年1月組合提案、同年4月実施予定】

(イ) 乗換契約（転換類似）（※）について、現在、営業手当を1／2に減額して支給していますが、不支給に見直します。

【2020年1月組合提案、同年4月実施予定】

※ 現在の契約を解約等してから新規契約を申し込む、又は、新規契約を申し込んでから現在の契約を解約等する保険契約で、契約者が同一のものを指します。

② (略)

③ ガバナンスの強化

ア (略)

イ (略)

ウ 三つの防衛線管理

(ア) 第1線について

ア 2019年9月以降、契約内容及び募集行為の適切性・妥当性の検証プロセスを強化しており、今後も取組の徹底を図ります。

(a) (略)

(b) (略)

(c) 乗換潜脱の防止強化に向けて、乗換判定期間を拡大するとともに、乗換判定期間に近接する契約についてはシステムでアラートを表示し、けん制を図ります。

【2020年1月組合提案、同年4月実施予定】

以下 (略)